真庭市一般廃棄物処理手数料減額申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　　年　　　月　　　日

真庭市長　太田　昇　　様

　　　　　　　　　　　　　　　申請者

　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（所在地）

　　　　　　　　　　　　　　　　名　称

　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（代表者名）

（担当者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号　　　　　　（　　　　　　）

　　　　　　　　　　ＦＡＸ　　　　　　　（　　　　　　）

　　　　真庭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第３７条第３項の規定に基づき、一般廃棄物（ごみ）処理手数料を減額していただきたいので、次のとおり申請いたします。

　　　　なお、搬入方法については、クリーンセンター職員または中継施設職員の指示に従います。

|  |  |
| --- | --- |
| 排出者(申請者)の事業（○で囲むこと） | １　障害者総合支援法または児童福祉法に定められた障がい者(児)支援施設２　介護保険法に定められた介護保険施設等３　老人福祉法に定められた老人福祉施設４　医療法に定められた医療施設５　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 施設の所在地及び名称（複数ある場合は一覧表の添付でも可） | 〒　　　　－住所：名称： |
| 廃棄物の種類及び具体的品目 | 使用済みの紙おむつ |
| 搬入施設名（○で囲むこと） | １　クリーンセンターまにわ２　北部中継施設（旧真庭北部クリーンセンター）３　南部中継施設（旧コスモスクリーンセンター） |

（注）１　紙おむつを分別し、排出者自らが施設に搬入してください。

　　　２　搬入受付時に紙おむつの持ち込みがある旨を係員にお伝えください。

　　　３　中身が確認できる透明または半透明、大きさは45リットルまでの袋に入れ、内容物は

袋サイズの7割程度とし、空気を抜き密閉して搬入してください。

　　　４　紙おむつに付いた汚物は、可能な限りトイレに流して取り除いてください。

　　　５　有料指定ごみ袋に入れて搬入した場合も、ごみ処理手数料をいただきます。